

議案第91号

三田市ガラス工芸館の管理に係る指定管理者の指定について

三田市ガラス工芸館の管理に係る指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月24日提出

三田市長 田村克也

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
三田市ガラス工芸館
  
- 2 指定管理者となる団体  
兵庫県三田市学園三丁目1番地A棟201号  
特定非営利活動法人グラスクラフト協会  
理事長 元 廣 幸 雄
  
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで